



近畿税理士会

発行 平成15年1月

泉大津支部だより 15年新春号

No.9

発行/近畿税理士会泉大津支部 支部長 林 武史
 泉大津市東豊中町3-16-1 大安ビル3F TEL 0725-45-2534
 編集委員/延時 隆・竹尾 公宏・石谷 秀志・岩間 新吾・笠井 慎五

2003年新春を迎えて

厚生委員会・研修委員会担当

副支部長 上吹越 弘



2003年の新春を迎え心よりお慶び申し上げます。

平素は、支部運営に関し多大なるご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

一昨年は、林支部長就任一年目であり私を始め副支部長・幹事も多数新任となり不慣れなことが多く支部行事をこなすのが精一杯の感がありました。昨年は、少しは会務に慣れ担当を分担協力して「秋季旅行」「研修会」等の支部行事を遂行することができました。

平成11年10月「泉大津支部だより」創刊号を発刊して以来関係各位のご努力ご協力のもと早や9号を発刊することになり、年2回発刊が昨年から年3回発刊と増刊されております。また、一昨年秋「和泉商工まつり」に泉大津税務署、泉大津納税協会と合同で初めて参画し、昨年も続いての参画となりました。昨年は、「高石商工フェスティバル」にも3者合同で参画し、産経新聞に記事が掲載され税務全般のPR活動を推進することができました。

本年は、和泉市「相談あんない」に、新たに「税務相談」が開設される予定であり、他の市・町にも順次拡大される予定です。一般納税者等、外に向かって支部活動範囲が益々拡大されつつあります。

多年支部長等に多大な負担がかかっておりました支部運営事務等につき軽減活性化すべき「事務局設置」も準備が進んでおります。昨年「改正税理士法」が施行され、景気不況と相俟って税理士を取り巻く状況は、益々厳しいものとなりました。「支部研修会」開催についても、最低年3回以上の開催を実施すべきと本会から聞いております。高度化・複雑化する税理士業務の実態に対応すべく研修会の充実が今後の課題のように思われます。厳しい時代こそ日々研鑽を重ね資質の維持・向上に努めたいと思います。

多角化する支部行事を推進するためには、会員諸先輩のご支援ご協力は欠かせません。体力・知力の増進に努め、新しい年が会員皆様方の最良の年となりますよう御祈念申し上げます。



- 1面 2003年新春を迎えて
- 2面 新年のご挨拶
- 3面 近畿税理士会本会のCM一新
- 4面 知識あれこれ 倒産の申告スケジュール
- 5面～7面 第8回誌上研修
2003年度税制改正大綱について
- 8面 告知板・会員異動・原稿募集・編集後記

新年のご挨拶

泉大津税務署

署長 足立 恒彦



新年明けましておめでとうございます。

近畿税理士会泉大津支部の会員の先生方におかれましては、健やかに新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

早いもので、昨年7月の人事異動により、泉大津税務署に参りまして、半年が経過いたしました。

この間、先生方には税務行政全般にわたりまして、深い御理解と暖かい御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、今年は「未年」です。「未」の文字は「未(いま)だ」とか「未確定」といった不安定なことを表す時にも使われますが、物の本によりますと、「未来」のひと文字からもわかるとおり、「希望をもって将来に賭ける夢を描く年」とあり、中々奥深い意味を持つ文字であると言えます。

我が国経済を見ましても、昨年12月20日に内示された緊縮型の平成15年度政府予算の財務省原案にも象徴されておりますとおり、長引く不況の中、非常に厳しい財政事情を反映したものとなっており、本年が、デフレと財政悪化の悪循環を断ち切り、まさに「未年」が持つ未来指向へと舵を切れるかどうかの非常に大切な一年に当たることは間違いのないものと感じております。

このような中におきまして、私ども税の執行に携わるものとしたしましては、適正かつ公平な課税の実現に努め、国民から信頼される税務行政を確立するために、一層の努力を傾注していく所存であります。

しかしながら、このことは、私どもの力だけではなく、税の専門家として活躍しておられる諸先生方のお力添えがあって初めて成し得るものであると考えておりますので、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、間もなく、平成14年分所得税の確定申告等の時期が参ります。本年も引き続き、自書申告のより一層の定着と申告書の早期提出に取り組んでいきたいと考えておりますが、先生方におかれましては、例年どおり、地区相談所等での力強い御支援・御協力をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、新しい年が、先生方にとりまして、更に充実した実り多い年でありますよう、心からお祈りいたしまして、私の新年の挨拶とさせていただきます。



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012
大阪市中央区谷町1丁目5番4号
TEL (06) 6941-6888
FAX (06) 6947-2800
URL: <https://ni.vpo.fenics.or.jp/vnfs/>

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保険プラン、小規模企業共済
ゴルフフェーズ保険、自動車保険

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

トリニティシステム(相続対策)、不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、ビルの賃貸

販売あっせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具
紳士・婦人服イージーオーダー
健康食品(プロボリス、カキ肉エキス)
チタン製印鑑、ガソリン、墨石、墨壺

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
(株)公益社、リース関連、人材派遣
セキュリティ、コーヒーマシンレンタル
保護施設

近畿税理士会本会のCM一新

笠井 慎五

広報部員の間ではひそかに評判！

今年は、近畿税理士会のCMが一新される。過去三年にわたって、「花屋編」「つぼの魔人編」が放映されてきたが、このたび、笑福亭仁鶴師匠をメインキャストに迎えてCMが製作されることとなった。仁鶴師匠は、このところ数多く放映されている法律相談番組の元祖ともいえる「NHKのバラエティー生活笑百貨」のメインキャストを長年勤めており、その印象の強い方も多いのではないと思う。広告代理店のプロデューサーも、「こんなことを言っては失礼になるかもしれないが、仁鶴師匠は品行方正な方で、税理士会のCMを放映中に貴会のイメージを損なうようなことは起こらないと断言できるタレントさんです」とも言っていて、税理士という、ちょっとかたい職業のイメージにもよくあっているのではないと思う。

本会広報部では、今年の夏ごろからCM製作にむけて、広告代理店さんを集めてのオリエンテーション、プレゼンテーション等いろいろと動いてきたのだが、いよいよ11月28日にはスタジオでの音声の収録、翌29日にはロケ地での撮影といったスケジュールとなった。私は広報部員として撮影を見学させてもらったのだが、ロケ地は和泉市某所のラーメン店である。この確定申告期には、毎日放送と読売放送でCMが放映されるので、どこのラーメン店かわかった方は、一度食べに行ってみるのもおもしろいかもしれない。

CM撮影の当日は快晴でそれほど寒くはなく、格好の撮影日和であった。私達広報部は午前11時ごろから見学させてもらったが、ちょうどそのころ仁鶴師匠がロケ地に入られた。撮影現場は店の中であるが、そこではなく、店の外にテントをはって、その中からモニター越しの見学となった。ロケ現場で細かなセッティングなどの調整が終わったあと、「男性編」「女性編」とツーヴァージョンの撮影にとりかかった。仁鶴師匠は、税理士の応援団という設定で、税金のことは税理士さんへ、というメッセージを視聴者に明るくストレートに伝えるという趣旨である。どちらも15秒CMだが、どのシーンも完全に納得のいくまで、何度も何度も繰り返し撮影を重ねていた。それでも、監督の要求をひとつづつクリアし、短時間で監督の頭の中にあるイメージに自分たちの演技を近づけていくのを見て、さすがにプロだと感心させられた。

昼食前には「男性編」の撮影が順調に終了し、昼食後「女性編」もほぼ予定通りの時間に撮影を終えた。実は、撮影は4時までの約束で、5時からロケ地のラーメン屋さんでは通常営業だと聞いていたので、後半になってくると、間に合うのだろうか、少々心配していたのだが、無事終わってほっと一安心だった。

仁鶴師匠はCM出演が久しぶりだということで（以前ビールのCMに出演されて以来かな？）、スポーツ紙各紙と一般誌からも取材が来ていて、撮影終了後その取材に応じていた。この記事は翌11月30日の紙面を飾ったので、ご覧になった方もおられるのではないと思う。仁鶴師匠のおかげで、近畿税理士会もいいPRができたのではないかと考えている。

さて、12月には試写も見せていただいたが、業界大手広告代理店の敏腕プロデューサーと某有名CM（黄色い・・・）の脚本家という贅沢なスタッフにも恵まれて、かなりできのいい作品に仕上がっているように感じた。ロシア民謡の「一週間」の替え歌にのせて、覚えやすいCMとなっているので、一度耳にするとなかなか忘れられない。これは、「話題になるのでは！」と、広報部員の間ではひそかに評判になっている。

乞う、ご期待！

知識あれこれ 倒産の申告スケジュール

石谷 秀志

不景気なご時世ならではのことで、できるなら心情的に心苦しい仕事に倒産の手続きがあります。

ここ数年、私たち税理士の顧客が売上減少や不良債権による連鎖他によって、非常に残念ながら倒産といった状況に追い込まれることが発生するようになりました。顧客は勿論のこと税理士としても関与していながら悔しい思いで一杯になりますが、これも顧客の新たな出発と考え、前向きに手続きを進めていかなければならない立場でもありますので、簡単でしかもほんの一部ではありますが、そのことに関して以下に述べます。

- ① 破産宣告によって法人は解散し、その解散の日をもって事業年度が終了となります（解散日後、遅滞なく税務官庁に解散届を提出）。

そして解散日後2ヶ月以内に決算と解散確定申告を行うことになります。

解散の日までは通常のとおり所得に対して課税されますが、解散の日以後は清算終了までの清算所得が課税標準となります。解散の日をもって終了する解散事業年度の翌日に開始する清算第1事業年度は本来の事業年度末に終了し、その2ヶ月以内に清算予納申告を行います。以後各清算年度はその本来の事業年度通りとなります。解散会社の財産を現金化し債務を完済したときに確定する、後に残った財産を残余財産といい、株主に分配されるべき財産であります。通常残余財産はその金額が最終的に確定してから分配するのであるが、清算手続きに長期間要するようなケースでは、確定する前に一部を分配することもあり、そのように残余財産の一部を分配するときは分配の前日までに残余財産分配予納申告をしなければならない場合があります。また、残余財産を分配したときはみなし配当に注意しその場合には20%の源泉所得税を徴収して翌月10日までに納付しなければなりません。

そして、残余財産が確定した日（みなし事業年度末）から1月以内（但しその1月以内に残余財産の最後の分配がある場合は分配する日の前日まで）に最後の清算確定申告を行います。残余財産の分配を終了、つまり清算事務が完了（清算終了）し、清算終了登記後遅滞なく税務官庁に清算終了届を提出して手続きは完了します。

- ② 民事再生・商法の会社整理においては破産手続きに移行しない限り解散していないので、事業年度に変更はありません。

- ③ 任意整理（私的整理）においては解散の日をある程度自由に決定でき、その決定した解散の日をもって事業年度が終了します。

なお、比較的大規模な株式会社に認められる会社更生については省略させていただきました。

（参考）「Q&A不良債権をめぐる法律・会計・税務」平成13年8月15日発行（清文社）

第四次改訂会社税務マニュアルシリーズ1「設立・解散」平成14年5月10日発行（ぎょうせい）

2003年度 税制改正大綱について

研修委員会 阪 広久
高岩 弘至

はじめに

2003年度税制改正大綱がさる平成14年12月13日、自民、公明、保守の与党三党により決定、公表されました。従来は政府税制調査会による税制改正答申と同日に公表されてきましたが、今回は「シャープ勧告以来の改革」を目指し設置された経済財政諮問会議が税制改正についての検討を行うとされたことから、政府税調答申で改正項目の大枠を決め、与党の税制改正大綱がその範囲内で具体的な内容を決定するという形がとられました（政府税調の答申は平成14年11月に公表されています）。

大綱自体は法律でも何でもないので、皆さんご承知の通り、例年この大綱に即した形で改正税法が成立するので、重要な意味を持つものと考えられます。本稿では、執筆時点(2002年12月24日)で出版されている「週刊税務通信」（税務研究会発行）と、日本経済新聞の紙面から明らかとなっている大綱の内容について、重要と思われる記述を整理してみました。会員各位の業務上の参考にして頂ければと思います。なお、細かな部分についてはこれから明らかとなりますので、今後の税法改正の動向に注意して下さい。

具体的項目について

1. 法人税関係

① I T投資促進減税

一定の I T関連設備等を取得して、国内にある事業の用に供した場合に、取得価額の10%相当額の税額控除、もしくは50%相当額の特別償却の選択適用を認めるというもの。取得価額600万円以上のものが対象となる。

I T投資の促進は短期的な需要促進効果のほか、わが国企業全体の事業効率化、中長期的な産業競争力の強化につながるという観点から導入されたもので、ハードウェアに加え、ソフトウェアも対象とされる。

（適用）2003年1月1日～2006年3月31日事業供用分が対象となる。

② 研究開発減税

従来からあった増加試験研究費の税額控除制度に加え、新たに試験研究費総額に対する税額控除制度が創設された。その概要は次の通りである。

試験研究費の総額の売上金額（過去4年間の平均額）に対する割合が

- ・ 10%以上の場合 試験研究費総額×10%
- ・ 10%未満の場合 試験研究費総額×（8%+試験研究費割合×0.2%）

ただし3年間の時限措置として、上記割合に2ポイントが上乗せされる。

（その期の法人税額の20%が上限）

研究開発支出の増加は21世紀のわが国を支える産業・技術の創出につながるという観点から導入されたもので、基幹的部分に関しては期限が区切られていない。

（適用）2003年1月1日以後開始し、かつ同年4月1日以後に終了する事業年度から適用となる。なお同制度の創設に伴い、現行の中小企業基盤強化税制（措法42条の4②）の税額控除割合（時限措置分）は、10%から15%に引き上げられる（その期の法人税額の20%が上限）

③ 中小企業税制

中小企業を取り巻く環境は大企業のそれと比べてもより厳しく、ベンチャー企業を含め活力ある中小企業の経営基盤を強化する必要があるという観点から、中小企業の負担を軽減するための措置が講じられている。その内容は以下の通りである。

i. I T投資促進税制（上述）

①に述べた I T投資促進減税について、資本金3億円以下の法人に対してはリースを組んだ場合でもリース費用総額（原則200万円以上、ソフトウェアのみ100万円以上が適用対象）の60%相当額について、10%の税額控除が認められる（その期の法人税の20%が上限）。

また、取得の場合の金額基準は600万円以上から140万円以上（ソフトウェアは70万円以上）に緩和されている。

（適用）①の I T投資促進と同じ

ii. 同族会社の留保金課税の停止

自己資本比率が50%以下の中小企業（資本金1億円以下の法人）に対しては留保金課税が停止される（現在適用されている、課税留保金額に対する税額の5%軽減措置は廃止される）。

（注）ここにいる「自己資本」には同族関係者からの借入も含まれる。

（適用）2003年1月1日～2006年3月31日の期間に開始する事業年度から適用される。

iii. 交際費損金不算入制度について

400万円までの定額控除を認める対象法人を資本金1億円以下に拡大すると共に、定額控除までの金額の損金不算入割合を10%に引き下げる。

（適用）適用期限は3年延長。

iv. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例制度

全額損金算入が認められる減価償却資産の対象を、取得価額30万円未満のものに拡大。

（適用）2003年4月1日～2006年3月31日取得分が対象となる。

2. 消費税関係

将来的にその役割を高めていかざるを得ない状況にある中、国民の信頼性、制度の透明性を向上させる必要があることから、以下のような措置が講じられる。

①免税点制度の適用上限引き下げ

事業者免税点制度の適用上限を1,000万円に引き下げる。

現行の制度(3,000万円以下)のもとでは、6割強の事業者が免税事業者となっており、また諸外国と比較しても高い水準にあったことから、引き下げられることになった。

②簡易課税制度適用上限の引き下げ

簡易課税制度の適用上限を5,000万円以下に引き下げる。

中小事業者の多くが納税額の損得を計算した上で適用している実態があり、免税点制度同様、消費税に対する国民の不信の原因となっていることから、その適用上限が引き下げられることとなった。

③申告納付回数の増加

直前課税期間の年税額が4,800万円（地方消費税込6,000万円）を超える事業者は、中間申告納付を毎月行うこととされた。

（適用）上の3つの改正は、2004年4月1日以後開始する課税期間から適用される。

④取引価格表示方法の統一

事業者が取引を行うに際し、相手方である消費者に取引価格を表示する場合には、税込みの総額を明らかにすることが義務づけられた。

（適用）2004年4月1日以降適用される。

3. 相続税・贈与税関係

①相続時精算課税制度の創設（仮称）

65歳以上の親から20歳以上の推定相続人に贈与を行う際、受贈者が本制度を選択しこれによる旨を申告すれば、他の贈与財産と区分しその贈与者からの贈与財産合計額をもとに贈与税を計算・支払うこととすることが出来る。この制度を利用した場合、非課税枠2,500万円に達するまで、贈与財産の種類、金額、回数にかかわらず、納税なく贈与することができる。

また、2,500万円を超える部分は一律20%の税率で課税される。一旦同制度の適用を受けることとなった場合には、通常の制度に鞍替えすることはできない。

相続が発生した際は、それまでの贈与財産を相続財産に合算して相続税額を計算するが、算出される相続税額から既に納税した贈与税額を控除することができる。合算される贈与財産の価額は贈与時の時価とされる。

現役世代への資産移転を促し消費を喚起する目的で導入されたが、日本総合研究所の調べは、GDPを0.3%引き上げる効果があるという（日本経済新聞平成14年12月14日付3面）。

②相続税・贈与税の税率構造の改正

最高税率を現行の70%から50%に引き下げると共に、税率構造の調整も行う。所得税・地方税の最高税率が50%であること、諸外国と比較しても高率であることから引き下げられた。

(適用) 上記2つの改正は2003年1月1日以後の相続、贈与から適用される。

③住宅取得資金等に係る相続時精算課税制度特例の創設

一定の住宅取得、もしくは増築に際し、その資金を親から受贈した場合に、贈与税の非課税枠を3,500万円とする。65歳未満の親からの贈与も対象とされるが、あくまで①にある相続時精算課税制度の特例であるため、相続発生時には相続財産に合算して申告することとなる。

現行の五分五乗方式も存置され(2005年12月31日まで)、納税者が選択することができる。適用対象や過去に550万円の特例を使った人が新制度に移る場合の詳細などは現時点では不明であり、今後明らかになると思われる。

(適用) 2003年1月1日～2005年12月31日に行われる贈与が対象となる。

4. 個人所得税関係

配偶者特別控除の原則廃止

経済社会の構造変化に対応し、税負担に歪みが生じないような、経済社会の中で行われる個人の選択に中立的な税制を構築していくという観点から、配偶者特別控除のうち控除対象配偶者について配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止する。

(適用) 2004年分以後の所得税及び2005年度分以後の個人住民税から適用される。

5. その他

その他、われわれの業務と密接に関わりのありそうな項目についてのみ、以下に列挙する。

①配当に係る源泉徴収税率の特例の創設(2003年4月1日以後の支払から)

②配当所得の申告不要の特例に係る適用上限額の撤廃(同上)

③配当所得の35%源泉分離選択課税の特例の廃止(2003年3月31日まで)

④上場株式等に係る譲渡所得等に関する優遇措置(譲渡益100万円までの非課税措置)の廃止(2002年12月31日まで)

⑤上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等への優遇税率適用制度の創設(2003年1月1日以後5年間の譲渡)

⑥転勤等で一旦住居を離れた後に再入居した際の、住宅ローン減税の再適用制度(2003年4月1日以後転居した場合から)

⑦酒税、たばこ税の増税(酒税は2003年5月1日以後、たばこ税は同年7月1日以後)

⑧資本金が1億円を超える法人に対する外形標準課税(2004年4月1日以後に開始する事業年度から)

今後に見送られた議論

不良債権処理を加速するための措置(いわゆる無税償却の拡充、税法上の欠損金の繰越期間の延長・繰戻還付制度の復活など)

国際競争力を高めるための法人税率の引き下げ

消費税率の見直し

公益法人等に対する収益事業課税範囲の見直し 等

支部行事 告知板

<平成15年新年会>

平成15年1月14日(火)
場所 サンルート関空 2F

<平成14年度所得税確定申告説明会>

平成15年1月17日(金)
場所 リーガホテルアルザ泉大津 4F

<譲渡所得の税務相談会>

平成15年2月10日~14日
場所 2月10日(月) 泉大津納税協会
2月12日(水)・13日(木) 和泉市コミュニティーセンター
2月14日(金) 高石市コミュニティーセンター

<会員の異動>

平成14年12月31日現在 会員 106名

入会

平成14年12月15日 中島 浩 先生
事務所: 〒595-0071 泉大津市助松町3-14-8
TEL 0725-21-5810 FAX 0725-21-5810

平成14年12月31日 山口 秀美 先生
事務所: 〒594-1151 和泉市唐国町2-5-21
TEL 0725-54-3320 FAX 0725-54-3321

平成14年12月31日 木村 道夫 先生
事務所: 〒594-1111 和泉市光明台1-13-14
TEL 0725-56-1170 FAX 0725-56-9860



ご逝去 平成14年11月2日 山崎 利夫 先生

原稿募集!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>



広報委員会では常時、この掲載記事を募集しています。

書式は、字数1680字(1行24字×70行)以内で、できるだけ、テキスト・ファイル形式でメールにて送信ください。もしくは、原稿用紙1行24字×70行以内でも、結構です。テーマは問いません。仕事・随想・趣味などなどお寄せください。

お問い合わせは、広報委員会 延時まで。

TEL 0725-46-0680 FAX 0725-46-0681

e-mail adv_tn@wa2.so-net.ne.jp

編集後記



寒い寒いといっても冬なので寒いのは当然ですし、経済が停滞しているといってもこの御時世当然といえば当然のような。この当然といった感覚が良いのか悪いのか。そんなことも分からなくなってきました。でも、これからもお客様が私たちの力を必要としている限り精一杯頑張らしていただけるのですから本当に感謝の一言です。この一年、新たな年を新たな気持ちで、暗くならず苦楽を楽しんでいきたい一年です。

石谷